

岩手県監査委員告示第30号

包括外部監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第16号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年5月15日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

1 外部監査の種類

平成29年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

県税、使用料及び手数料の賦課・算定・徴収に係る財務事務の執行・管理について

3 監査委員告示

平成30年3月2日付け岩手県監査委員告示第16号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

平成29年度包括外部監査の結果に対する措置について 平成30年3月30日

5 指摘事項及び措置内容

（1）指摘事項

減免割合の設定方針の整理及び明確化について（いわて観光経済交流センターに係る使用料）

行政財産使用料条例には減免割合に係る定めがないことから、県は、個別の事情を勘案して減免割合を算出している。

従来において減免割合の設定の考え方や根拠としてきた内容と、現状の認識との間に齟齬が生じている。減免割合の設定方針を改めて整理し明文化するとともに、これに基づいて毎年度の使用料を決定した旨を起案文書に明示することが必要である。

。

（2）措置内容

減免割合の設定方針の整理及び明確化について（いわて観光経済交流センターに係る使用料）

減免割合の考え方の見直しを行い明文化し、平成30年度分の使用料決定に関する起案文書に明示する措置を講じたところであり、次年度以降も同様の処理を継続し、適切に対応していくこととした。